#### 日本司法支援センター(法人番号2011205001573)の役職員の報酬・給与等について

- I 役員報酬等について
  - 1 役員報酬についての基本方針に関する事項
    - ① 役員報酬の支給水準の設定についての考え方

当センターの主要事業は総合法律支援に関する事業である。役員報酬水準を検討するにあたっては、以下の法人等を参考とした。

- ①日本学生支援機構…当該法人は学生支援事業を実施している。公表資料によれば、平成27年度の長の年間報酬は18,140千円であり、公表対象年度の役員報酬規程に記載された本俸額等を勘案すると、18,208千円と推測される。同様の考え方により、理事については、16,206千円である。
- ②預金保険機構…当該法人は金融支援業務等を行っており、かつ法曹 資格者が在籍する法人である。公表資料によれば、平成27年度の長の年 間報酬は20,886千円であり、公表対象年度の役員報酬規程に記載された 本俸額等を勘案すると、22,083千円と推測される。同様の考え方により、理 事については16,522千円、非常勤役員(監事)については、1,848千円と推 定される。
- ③事務次官(指定職8号俸)年間報酬額…平成27年度22,977千円(平成28年8月人事院発行参考資料による)
- ② 平成28年度における役員報酬についての業績反映のさせ方(業績給の仕組み及び導入 実績を含む。)

法務省に設置された日本司法支援センター評価委員会が行う業績評価の結果を勘案し、理事長が国家公務員の例を参考に、役員の業績に応じて、増額又は減額することができるとされている。

③ 役員報酬基準の内容及び平成28年度における改定内容

法人の長

役員報酬支給基準は、月額及び期末勤勉手当から構成されている。月額については、役員報酬規程に則り、本給919,500円(経過措置を適用した額)に地域手当183,900円を加算して算出している。

期末手当については、役員報酬規程に則り、期末手当 基準額(俸給月額+地域手当+(俸給月額×100分の 25)+(俸給月額+地域手当)×100分の20)に、理事長 が国家公務員の例を参考に別に定める支給割合を乗じ て得た額を基礎とし、基準日以前6か月以内の期間にお けるその者の在職期間に応じた割合を乗じて得た額とし ている。

勤勉手当についても、同様に、勤勉手当基準額(俸給月額+地域手当+(俸給月額×100分の25)+(俸給月額+地域手当)×100分の20)に、日本司法支援センター評価委員会がセンターに対して行う業績評価の結果を勘案し、理事長が国家公務員の例を参考に別に定める支給割合を乗じて得た額を基礎とし、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の勤務期間に応じた割合を乗じて得た額としている。

なお、平成28年度は、地域手当の支給割合の引上げ (0.5~2%引上げ・国家公務員の給与勧告に準拠)を 行った(平成28年4月1日改定)。

#### 理事

役員報酬支給基準は、月額及び期末勤勉手当から構成されている。

月額については、役員報酬規程に則り、本給803,500 円に地域手当160,700円、通勤手当を加算して算出して いる。

期末勤勉手当については、法人の長と同様の基準により算出している。

なお、平成28年度は、地域手当の支給割合の引上げ (0.5~2%引上げ・国家公務員の給与勧告に準拠)を 行った(平成28年4月1日改定)。

## 理事(非常勤)

役員報酬支給基準は、非常勤役員手当から構成されて おり、日額30,700円に当該月の勤務日数を乗じて算出し ている。

なお、平成28年度は役員報酬基準について、特段の改 定は行っていない。

監事(非常勤)

役員報酬支給基準は、非常勤役員手当から構成されて おり、日額30,700円に当該月の勤務日数を乗じて算出し ている。

なお、平成28年度は役員報酬基準について、特段の改定は行っていない。

## 2 役員の報酬等の支給状況

役名	平成28年度年間	報酬等の総額	額			就任•退	任の状況	前職
仅名		報酬(給与)	賞与	その他	(内容)	就任	退任	月リ月取
M 1 - F	千円	千円	千円	千円				
法人の長	10,291	11,034	5,050	2,207	(地域手当)			
	千円	千円	千円	千円				
A理事	16,004	9,646	4,277	1929 151	(地域手当) (通勤手当)			
B理事	千円	千円	千円	千円				
(非常勤)	751	751			( )		4月9日	
C畑車	千円	千円	千円	千円				
C理事 (非常勤)	2,425	2,425			( )	4月10日		
D理事	千円	千円	千円	千円				
(非常勤)	3,234	3,234			( )			
E理事	千円	千円	千円	千円				
(非常勤)	3,294	3,294			( )			*
4 既事	千円	千円	千円	千円				
A監事 (非常勤)	1,044	1,044			( )			*
D野市	千円	千円	千円	千円	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·			
B監事 (非常勤)	1,139	1,139			( )			

3 役員の報酬水準の妥当性について

【法人の検証結果】

法人の長

当センターは、総合法律支援法にもとづき「民事・刑事を問わず、あまねく全国において、法による紛争解決に必要な情報やサービスを受けられる社会の実現を目指すことを基本理念として設立され、弁護士や司法書士等の隣接法律専門職者による情報提供業務、資力の乏しい方に対する民事に関する弁護士費用の立替え、無料法律相談等の援助業務、国選弁護人候補者の裁判所への通知、国選弁護人に対する報酬支払業務、犯罪被害者への支援業務、司法過疎地へ常勤弁護士を配置し法的サービスを提供する等、国民と司法の架け橋となる業務を行っている。

当センターが実施する各業務は、国民生活に欠かせないセーフティネットとして機能しているところであり、極めて公共性が高く、その業務運営は常に国民等の立場から取り組み、国民等に親しまれ、頼りにされる存在となるように取り組むことが求められている。

当センターの長には、このような期待に応え、業務運営を担える学識経験が豊かで、国民的視野から当センターの業務運営にたずさわることができる人材を登用する必要がある。

他の支援業務を実施している法人の長の報酬と比較しても、同水準又はそれ以下であることから、当センターの 長の報酬水準は妥当なものと認められる。

理事

法人の長と同様の理由により、当センターの報酬水準は妥当なものと認められる。

理事(非常勤)

法人の長と同様の理由により、当センターの報酬水準は妥当なものと認められる。

監事(非常勤)

法人の長と同様の理由により、当センターの報酬水準は妥当なものと認められる。

### 【主務大臣の検証結果】

日本司法支援センターの主要事業は総合法律支援に関する事業であり、その職務内容の特性に鑑みれば、I-1-①で示す類似事業を行う機関を参考に設定するという役員報酬水準の設定の考え方は妥当である。

なお、理事長の報酬は、参考とした他の法人の長の報酬と比較して、同等又は低水準に抑えられている。

また、法務省に設置された日本司法支援センター評価委員会の行う業績評価を勘案し、その役員の業績に応じて増額又は減額することができるとされており、業績が適正に反映されていることから、妥当な報酬水準であると考える。

4 役員の退職手当の支給状況(平成28年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

区分	支給額(総額)	法人での在職期間		退職年月日	 前職
法人の長	該ヨ有なし	年	月		
理事A	新当者なし	年	月		
理事B (非常勤)	手用 該当者なし	年	月		
理事C (非常勤)	手円 該当者なし	年	月		
理事D (非常勤)	手円 該当者なし	年	月		
理事E (非常勤)	手円 該当者なし	年	月		
監事A (非常勤)	手円 該当者なし	年	月		
監事B (非常勤)	手円 該当者なし	年	月		 

注:「前職」欄には、退職者の役員時の前職の種類別に以下の記号を付す。 退職公務員「\*」、役員出向者「◇」、独立行政法人等の退職者「※」、退職公務員でその後 独立行政法人等の退職者「\*※」、該当がない場合は空欄 5 退職手当の水準の妥当性について

【主務大臣の判断理由等】

区分	判断理由
法人の長	該当者なし
理事A	該当者なし
理事B	該当者なし
理事C (非常勤)	該当者なし
理事D (非常勤)	該当者なし
理事E (非常勤)	該当者なし
監事A (非常勤)	該当者なし
監事B (非常勤)	該当者なし

注:「判断理由」欄には、法人の業績、担当業務の業績及び個人的な業績の検討結果を含め、業績勘案率及び退職手当支給額の決定に到った理由等を具体的に記入する。

6 業績給の仕組み及び導入に関する考え方

法務省に設置された日本司法支援センター評価委員会が行う業績評価の結果を勘案し、理事長が国家公務員の例を参考に、役員の業績に応じて、増額又は減額することができるとされている(今後も引き続き継続する。)。

### Ⅱ 職員給与について

- 1 職員給与についての基本方針に関する事項
  - ① 職員給与の支給水準の設定等についての考え方

当センターの職員給与は、「一般職の職員の給与に関する法律」に準拠していることから、給与水準を検討するにあたって、国家公務員の平均給与額を参考にした。

国家公務員…平成28年度において、国家公務員のうち行政職俸給表(一)の平均給与月額は410,984円である。

なお、常勤弁護士の給与については、実務経験年数において同等の裁判官・検事の給与を 参考に決定している。

② 職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方(業績給の仕組み及び導入実績を含む。)

職員の勤務成績に応じた人事評価の結果を、昇格・昇給及び勤勉手当の額に反映させている。

③ 給与制度の内容及び平成28年度における主な改定内容

」当センター職員給与規程に則り、俸給及び諸手当(扶養手当、役職手当、地域手当、広域 異動手当、特地勤務手当、特地勤務手当に準ずる手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手 当、超過勤務手当、管理職員特別勤務手当、寒冷地手当、期末手当及び勤勉手当)としている。

期末手当については、期末手当基準額(俸給+扶養手当+(俸給と扶養手当に対する)地域手当+(俸給と扶養手当に対する)広域異動手当+級・職位に応じた加算額)に、国家公務員の例を参考に理事長が別に定める割合を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じた割合を乗じて得た額としている。

勤勉手当については、勤勉手当基準額(俸給+地域手当+広域異動手当+級・職位に応じた加算額)に、国家公務員の例を参考に理事長が別に定める割合を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の勤務期間の区分に応じた割合を乗じて得た額としている。

なお、平成28年度は、次の改定を実施した。

- ①平成28年4月1日改定 俸給表の引上げ(平均0.2%引上げ・国家公務員の給与勧告に準拠)
- ②平成28年4月1日改定 地域手当の支給割合の引上げ(0.5~2%引上げ・国家公務員の給与勧告に準拠)
  - ③平成28年12月賞与 0.1月分引上げ(国家公務員の給与勧告に準拠)

### 2 職員給与の支給状況

① 職種別支給狀況

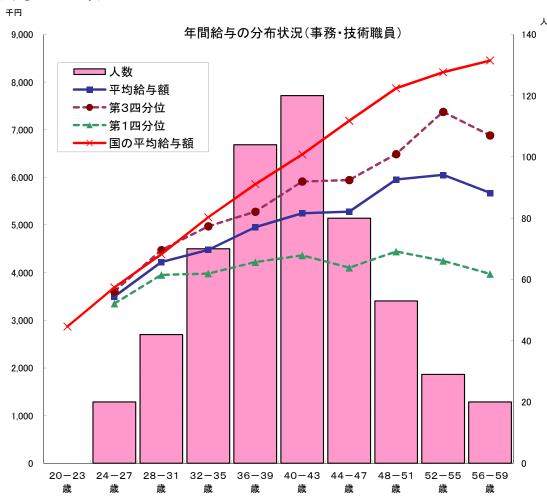
			平成	28年度の年	間給与額(	平均)
区分	人員	平均年齢	総額	うち所定内		うち賞与
					うち通勤手当	
常勤職員	人	歳	千円	千円	千円	千円
币刬啾貝	482	40.9	5,384	4,020	130	1,364
<b>本</b> 数 ++ 45	人	歳	千円	千円	千円	千円
事務•技術	482	40.9	5,384	4,020	130	1,364
717 小小小	人	歳	千円	千円	千円	千円
研究職種	該当なし					
医療職種	人	歳	千円	千円	千円	千円
(病院医師)	該当なし					
医療職種	人	歳	千円	千円	千円	千円
(病院看護師)	該当なし					
教育職種	人	歳	千円	千円	千円	千円
(高等専門学校教員)	該当なし					

	在外職員	人 該当なし	歳	千円	千円	千円	千円
		人	歳	千円	千円	千円	千円
	任期付職員	213	39.1	6,319	4,574	52	1,745
H		人	歳	千円	千円	千円	千円
	事務·技術	56	43.4	3,661	2,745	81	916
		人	歳	千円	千円	千円	千円
	研究職種	該当なし					
	医療職種	人	歳	千円	千円	千円	千円
	(病院医師)	該当なし					
	医療職種	人	歳	千円	千円	千円	千円
	(病院看護師)	該当なし					
	教育職種	人	歳	千円	千円	千円	千円
	(高等専門学校教員)	該当なし					
	有資格(法曹)職員	人	歳	千円	千円	千円	千円
	有具備(仏育/楓貝	2	-	-	-	-	-
	常勤弁護士	人	歳	千円	千円	千円	千円
		155	37.3	7,122	5,122	41	2,000
	※有資格者(法曹)職員	員については、該当者:	が2名のため、	「区分」欄、「人	.員」欄以外の記	記載を省略した	-0
	<b>エ</b> / 田 型 日	人	歳	千円	千円	千円	千円
	再任用職員	10	63.1	5,793	4,915	100	878
	+24 LLAC	人	歳	千円	千円	千円	千円
	事務·技術	10	63.1	5,793	4,915	100	878
	在中的任	人	歳	千円	千円	千円	千円
	研究職種	該当なし					
	医療職種	人	歳	千円	千円	千円	千円
	(病院医師)	該当なし					
	医療職種	人	歳	千円	千円	千円	千円
	(病院看護師)	該当なし					

教育職種 (高等専門学校教員)	人 該当なし	歳	千円	千円	千円	千円
北帝郜陞昌	人	歳	千円	千円	千円	千円
非常勤職員	82	42	2,386	2,179	118	207
± 75 11-41	人	歳	千円	千円	千円	千円
事務・技術	82	42	2,386	2,179	118	207
TT 00 1140 CE	人	歳	千円	千円	千円	千円
研究職種	該当なし					
医療職種	人	歳	千円	千円	千円	千円
(病院医師)	該当なし					
医療職種	人	歳	千円	千円	千円	千円
(病院看護師)	該当なし					
教育職種	人	歳	千円	千円	千円	千円
(高等専門学校教員)	該当なし					

注:常勤職員については、在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。

②年齢別年間給与の分布状況(事務・技術職員)[在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。以下、④まで同じ。]



注:①の年間給与額から通勤手当を除いた状況である。以下、④まで同じ。

### ③職位別年間給与の分布状況(事務・技術職員)

(事務・技術職員)

	. =	五日午此	年間給与額		
分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	平均	最高~最低	
	人	歳	千円		千円
代表的職位					
[・本部課長]	5	46.5	10,803	$14,490 \sim 9,072$	
・本部係員	44	36.8	4,395	5,476~3,303	

## ④賞与(平成28年度)における査定部分の比率(事務・技術職員)

	区	分	夏季(6月)	冬季(12月)	計
	(+ + 4A () (++++++++)()		%	%	%
	一年	支給分(期末相当)	58.9	58.4	58.6
管理			%	%	%
職員	査定支給分(勤勉相当) (平均)		41.1	41.6	41.4
			%	%	%
	最高~最低		60.3~36.2	57.9~36.4	59.0~36.4
	/h-	± % / \ (## ++ +n \/ \)	%	%	%
	一律支給分(期末相当)		60.7	60.3	60.5
一般	査定支給分(勤勉相当) (平均)		%	%	%
職員			39.3	39.7	39.5
			%	%	%
		最高~最低	44.7~35.4	44.9~35.2	44.8~35.4

# 3 給与水準の妥当性の検証等

○事務•技術職員

○事務•技術職員	L 62					
項目	内容					
	•年齢勘案 80.2					
対国家公務員	<b>・</b> 年齢・地域勘案 82.0					
指数の状況	·年齢·学歴勘案 77.7					
	·年齡·地域·学歷勘案 80.9					
国に比べて給与水準が 高くなっている理由	該当なし					
	【支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合73%】 (国からの財政支出額312億円、支出予算の総額425億円:平成28年度予算)					
	【累積欠損額 3,900万円(平成27年度)】					
	【管理職の割合11.6%(常勤職員数482名中56名)】					
	【支出総額に占める給与・報酬等支給総額の割合18.2%】※小数点第2位を四捨五入 (支出総額44,008,549,903円、給与・報酬等支給総額7,990,407,385円:平成27 年度決算)					
給与水準の妥当性の 検証						
	(法人の検証結果) 当センターの給与水準は、国家公務員の給与水準を大幅に下回っていること から、妥当なものと認められる。					
	(主務大臣の検証結果)					
	日本司法支援センターの給与水準は、国家公務員の給与水準を大幅に下回っており、人事院勧告を勘案した給与額の調整についても適時行われていることから、妥当な水準であると考える。					
講ずる措置	-					

### 4 モデル給与

- 22歳(大卒初任給、独身) 月額 178,200円、年間給与 2,894,000円
- 35歳(本部係長、配偶者·子1人) 月額 372,480円、年間給与 6,159,000円
- 45歳(本部課長補佐·配偶者·子2人) 月額 502,800円、年間給与8,414,000円
- 5 業績給の仕組み及び導入に関する考え方

職員の勤務成績に応じた人事評価の結果を、昇格・昇給及び勤勉手当の額に反映させている(今後も引き続き継続する。)。

#### Ⅲ 総人件費について

区分	平成26年度	平成27年度	平成28年度
給与、報酬等支給総額	千円	千円	千円
和子、取削于久和心识 (A)	5,466,861	5,561,057	5,631,975
退職手当支給額	千円	千円	千円
	72,668	99,771	102,160
非常勤役職員等給与	千円	千円	千円
(C)	1,419,273	1,387,499	1,311,205
福利厚生費	千円	千円	千円
(D)	1,225,858	1,206,004	1,194,447
最広義人件費	千円	千円	千円
(A+B+C+D)	8,184,660	8,254,329	8,239,787

注:中期目標管理法人及び国立研究開発法人については中期目標期間又は中長期目標期間の開始年度分から当年度分までを記載する。行政執行法人については当年度分を記載する。

### 総人件費について参考となる事項

- ・給与、報酬等支給総額の対前年度比は、70,918千円(1.3%)増であり、増加の要因は、給与勧告に準ずる措置(平成28年4月1日俸給表増額改正・同日地域手当支給割合引上げ・平成28年12月賞与引上げ)によるものである。
  - ・退職手当支給額の対前年度比は、2,389千円(2.3%)増である。
- ・非常勤役職員等給与の対前年度比は、76,294千円(5.8%)減である。減少の要因は、非常勤職員の人数の減少によるものである。
- ・福利厚生費の対前年度比は11,557千円(0.9%)減である。減少の一因は、借上宿舎について、職務の級や同居家族の有無により、物件の選定条件を細分化したことに加え、司法修習終了直後の常勤弁護士には借上宿舎を貸与しないこととした借上宿舎規程の改正(平成27年4月1日改正)の影響による。
- ・最広義人件費の対前年度比は、14,542千円(1.7%)減である。減少の要因は、上記のとおり、福利厚生費、非常勤役職員等給与の減少幅が給与、報酬等支給総額の増加より上回ったことによるものである。

### IV その他

特になし